別表第一

一　次の算式により算定すること。

$$R = \frac{F}{\sum_{i=1}^{n} U_i \cdot T_i}$$

イ　この式において、R、F、n及びTiは、それぞれ次の値を表すものとする。

R　割賦手数料(ローン提携販売にあつては、融資手数料、包括信用購入あつせん又は個別信用購入あつせんにあつては、包括信用購入あつせん又は個別信用購入あつせんの手数料。以下同じ。)の料率

F　割賦手数料の総額

n　支払回数(ローン提携販売にあつては、返済回数)

Ti　前回の賦払金(ローン提携販売にあつては、分割返済金、包括信用購入あつせん又は個別信用購入あつせんにあつては、支払分。以下同じ。)の支払日から当該賦払金の支払日の前日までの期間又は契約の締結された日から第一回の賦払金の支払日の前日までの期間(年を単位として表すものとする。)。ただし、契約の締結された日から第一回の賦払金の支払日の前日までの期間については、当該期間が二月未満の場合は、十二分の一年とすることができる。

ロ　Uiは、次の値とし、当該値を算式に代入してRを計算するものとする。

（1）　iが一のときは、商品若しくは権利の現金販売価格又は役務の現金提供価格(割賦販売業者(ローン提携販売にあつては、ローン提携販売業者、包括信用購入あつせん又は個別信用購入あつせんにあつては、包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは包括信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者。以下同じ。)が購入者等から頭金若しくは初回金又は申込金の支払を受けている場合にあつては、これらの金額を控除した額)

（2）　iが二以上のときは、次に掲げる値

$$U_i = U_{i-1} - \{P_{i-1} - (R \cdot U_{i-1} \cdot T_{i-1})\}$$

Piは、各回の賦払金の額とする。

（3）　賦払金の額が、第一条第二項第二号ロ、第二十七条第一項第三号又は第三十六条第五項第二号ロに掲げる場合に該当する場合にあつては、賦払金の額が全て等しいものとして計算することができるものとし、第一条第二項第二号ハ、第二十七条第二項第二号ハ又は第三十六条第五項第二号ハに掲げる場合に該当する場合にあつては、特定月の賦払金又は特定の二月の賦払金を除く賦払金の額が全て等しいものとして計算することができる。

二　前号の算式により、Uiの値を同号ロに掲げる値に代えて、次に掲げる値として算定すること。

（1）iが一のときは、商品若しくは権利の現金販売価格又は役務の現金提供価格(割賦販売業者が購入者等から頭金若しくは初回金又は申込金の支払を受けている場合にあつては、これらの金額を控除した額)

（2）　iが二以上のときは、賦払金の支払日の前日における元本の額

三　次の算式により算出すること。

R＝r／T

この式において、R、r及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

R　割賦手数料の料率

r　一の時期に支払うべき割賦手数料の額を、当該手数料を算出するための基準日における元本の額で除した値

T　弁済金を支払うべき時期と時期との間隔(年を単位として表すものとする。)